

関東・東北ラリー共済制度

JAF 東日本ラリー選手権共済事務局（以下、「共済事務局」という）は、特定非営利活動法人 M.O.S.C.O.（NPO 法人 モータースポーツ・コーディネート 以下「MOSCO」という）の協力により関東・東北ラリー共済制度（以下、「本制度」という。）をここに定める。本制度の運営は JAF 東日本ラリー選手権共済事務局（以下、「共済事務局」という）が責任を持って行う。なお、JAF 地域クラブ協議会は瑕疵責任がないものとする。
また、全国で実施する場合は制度名称を変更することを予定している。

第1条 目的

全国でのラリー競技の振興のため、一般競技保険に加入できない選手のための救済としての見舞金制度として運営する
本制度は競技会1戦のみに有効な見舞金であり、第2条に定める競技会において、対人の死亡事故、搭乗者の死亡事故および対物事故に対する見舞金給付を目的とする。

第2条 対象競技会

JAF 公認ラリー競技会で、特別規則書等でオーガナイザーが本制度を有効と認める競技会を対象とする。なお、名称は関東・東北ラリー共済としているが、関東・東北地区手権以外の公認ラリー競技会も対象とする。

第3条 加入条件

当該競技会に参加が認められた選手であれば加入できる。
ただし、過去の事故実績によっては加入を拒否する場合がある
JMRC への加入及びスポーツ安全保険、各地区見舞金制度等への加入の有無は問わないが、本制度では死亡以外のケガ、後遺症は保証されないので、**スポーツ安全保険への加入を強く推奨する。**

第4条 申込み手続き

各競技会の参加申し込み毎に加入者が所定の申込書と掛金を競技会オーガナイザーに送付し、オーガナイザーから提出された名簿により、共済事務局が確認した時点で完了となる。

第5条 有効期限

競技開始から競技終了までとする。

第6条 掛金

1 競技会につき 1 万円／1 台とする。

第 7 条 対人見舞金給付額

1. 死亡時には、加入者に対して 1 競技会、最高 5 0 0 万円を給付する。
2. 入院および通院については、給付の対象としない。

第 8 条 対物見舞金給付額

1. 加入者に対して 1 競技会、最高 5 0 万円（免責 1 0 万円）を給付する。
2. 車両（リタイヤ車両を含む）への対物事故は給付の対象としない。
3. 対物見舞金制度を利用した加入者は、以降 1 回につき、免責額を 10 万円増額する。

第 9 条 搭乗者見舞金給付額

1. 死亡時には、加入者に対して 1 競技会、最高 5 0 0 万円を給付する。
2. 入院および通院については、給付の対象としない。

第 1 0 条 支払いの上限規制

1. 1 競技会での合計支払額は以下とし、その金額を越した場合は支払額に応じた配分比率にて支払う。なお端数が出た場合は百円単位で四捨五入する
2. 対人及び搭乗者を合計し、最高 5 0 0 万円とする
3. 対物は合計で最高 1 0 0 万円（免責含まず）とする。

第 1 1 条 免責

1. 競技会に有効な自賠責保険、個人加入の保険（ラリー保険、スポーツ安全保険、各地区ラリー見舞金制度、各地区 JMRC 見舞金制度等）の支払いを優先とし、重複給付は行わない。
2. 瑕疵（無免許、無資格、飲酒、違法行為など）が判明した場合、給付はしない。

第 1 2 条 見舞金受取人

1. 第 7 条の見舞金給付額に基づき被害者の法定相続人とする。
2. 第 8 条の見舞金給付額に基づき加入者とする。
3. 第 9 条の見舞金給付額に基づき搭乗者の法定相続人とする。

第 1 3 条 見舞金申請方法

1. 事故発生の際は、オーガナイザーは所定の事故報告書を 1 4 日以内に共済事務局に提出すること。
2. 対人見舞金および搭乗者見舞金の申請は、法定相続人又はその代理人が申請用紙に必

要事項を記入し、死亡診断書及び必要書類を添付して競技会オーガナイザーを通じて、事故発生日から 60 日以内に共済事務局に提出すること。

3. 対物見舞金の申請は、加入者が所定の申請用紙に必要事項を記入し、写真、修理見積書、請求書及び必要書類を添付して競技会オーガナイザーを通じて、事故発生日から 30 日以内に共済事務局すること。

第 14 条 見舞金給付

第 13 条の申請に基づき、共済事務局で審査し決定する。

第 15 条 不正受給の措置

見舞金給付後に不正が発覚した場合、見舞金の返還を求めることができる。

第 16 条 改定

加入及び支払いの状況により、期中に関わらず掛金及び見舞金給付額の見直しを実施することがある。

第 17 条 施行

本制度は、2025 年 5 月 10 日より施行される。